

○土砂運搬事前協議よくある質問

山梨県中北地域県民センター

Q 1. 土砂運搬事前協議とは何ですか？

A 1. 土砂運搬の事前協議とは、大量の土砂を運搬することによる交通事故及び生活障害の防止を目的としたものです。大量の土砂を運搬する場合は、「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」に基づき協議を行う必要があります。

Q 2. 中北地域県民センター所長に協議が必要となるのはどのような場合でしょうか？

A 2. 中北地域（甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町）内において、**3,000 立方メートル以上**の土砂を運搬しようとする場合です。

中北地域県民センター所長と土砂運搬事前協議書（様式 第1）により事業者は、事業の実施が決まった時点において、速やかに事前協議を行ってください。なお、運搬する土砂量が 3,000 立方メートル未満であっても、交通事故又は生活障害の発生する恐れが大きい場合には、事前協議の対象となります。協議の要否における判断が困難な場合は、中北地域県民センターにお問い合わせください。

Q 3. 3,000 立方メートル以上が協議対象となるが、ルートが複数あった場合はどうなるのか？

A 3. 大量の土砂の運搬が集中し、交通事故や生活障害の危険性があるため土砂発生場所又は土砂運搬先で 3,000 立方メートル以上が発生又は受け入れの場合は協議が必要です。

（例）

- ・複数の発生先から 1ヶ所の運搬先に運ぶ量が 3,000 立方メートル以上の場合
- ・1ヶ所の発生場所から複数の運搬先に運ぶ事業で発生量が 3,000 立方メートル以上の場合

Q 4. 運搬経路が複数の地域県民センターの管轄区域にまたがる（中北地域と峡南地域又は中北地域と峡東地域等）場合はどこに協議するのですか？

A 4. このような場合は、主たる土砂の発生（採取）場所又は運搬経路を管轄する地域県民センター所長に協議書等を提出することとなっております。提出先の判断が困難な場合は、いずれかの地域県民センターにお問い合わせください。

Q 5. 土砂運搬事前協議書の提出に際し、注意すべき点がありますか？

A 5. 事前協議書を提出していただいてから協定締結までには、2週間以上見込まれます。運搬開始の2週間前までには、事前協議書と添付書類の提出をお願いいたします。事前協議書作成時には、別添のチェックリストをご活用ください。

なお、内容の不備等により再提出をお願いするケースが多くなっており、中北地域県民センターでは、メールによる事前の内容確認も受け付けています。

Q 6. 土砂運搬事前協議に当たり必要な書類を教えてください。

A 6. 以下のものがが必要です。

- ①土砂運搬事前協議書（様式第1）
- ②運搬経路図（搬出元から搬入先までの図面、搬出先・搬入先それぞれの拡大図面等）
- ③緊急時連絡先（協議書に記入する場合は不要）
- ④建設業の許可証の写し（山梨県の建設工事又は測量・建設コンサル又は物品等における競争入札参加有資格者は不要）

Q 7. 変更協議とはどのようなものですか？

A 7. 土砂運搬の事前協議後（土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止に関する協定締結後）、運搬する土砂の量の変更や、経路の変更等が生じた場合には、土砂運搬の変更協議を行っていただく必要があります。

変更協議にあたり提出が必要な書類は、以下のものがが必要です。

- ①土砂運搬変更協議書（様式第3）
- ②変更前における協定書一式の写し
- ③変更運搬経路図（搬出元から搬入先までの図面、搬出先・搬入先それぞれの拡大図面等）
- ④その他関係書類

Q 8. 基本的基準とは何ですか？

A 8. 「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」第4の1に示された基本的基準のことを指します。基本的基準を満たさない大規模な事業で公益上必要なものについても、一定の要件を満たせば特例として認められる場合があります。

問い合わせ先 山梨県中北地域県民センター 総務県民課 TEL:0551-23-3057 FAX:0551-23-3012
